定 期 積 金

商品名(愛称)		定期積金 愛称:スーパー積金
ご利用いただける方		個人・法人のお客さま
期間		6ヵ月以上5年以内
預け入れ	**預入方法**	毎月、一定の払込日に一定額(掛金)を払込みます。
	預入金額	1回の掛金1,000円以上
	預入単位	1,000円単位
満期日		初回払込日(または通常月の払込日)の契約期間後の応当日 (初回払込日が通常月の払込日より前の場合は、通常払込日の応当日が満期日となります。例. 初回払込日が5日、通常払込日が10日の場合は、契約期間後の応当月の10日が満期日となります。)
払戻方法		満期日以後に契約給付金(掛金総額＋給付補填金)を払い戻します。
給付補填金	**適用利回り**	預入日の店頭表示の利率を適用します。 (期間別に3年未満と3年以上の2種類)
	支払方法	満期日以後に一括してお支払いします。
	計算方法	契約どおり払込みがあるものとして、次により計算しております。 給付補填金＝掛込残高積数×利回り
税金		お受取利息には、個人のお客さまは源泉分離課税(マル優ご利用の場合は除く)、法人のお客さまは総合課税の税金がかかります。 ・源泉分離課税の場合…20%(国税15%、地方税5%) ・総合課税の場合…15%(国税15%) ＊平成25年1月1日から令和19年12月31日まで所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課されます。 ・源泉分離課税の場合…20.315%(国税15.315%、地方税5%) ・総合課税の場合…15.315%(国税15.315%)
手数料		―
付加できる特約事項		普通預金または当座預金から自動振替により払込みができます。
中途解約時の取扱い		満期日前に解約する場合は、次の中途解約利率(小数点第3位以下は切り捨て)により計算した利息とともに掛込金額をお支払いします。 (1)初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 ……解約日における普通預金の利率 (2)初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 ……約定利回り×60%〔但し、上記(1)の利率を下限とします〕
預金保険制度		預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
その他参考となる事項		・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または約定利回りによる延滞利息をいただくことがあります。また、先掛けの場合には先掛割引料をお支払いします。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・口座振替により掛金の払込みができなかった場合、その振替日から10日間であれば普通預金へ入金すれば口座振替を行います。 ・利率については窓口にお問い合わせください。

当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先　　全国銀行協会相談室 電話番号　0570－017109 または 03－5252－3772

令和元年5月7日現在

いつでもいきいき 香川銀行